

# 知内町子ども・子育て支援事業計画

## 第2期

2020～2024

(令和2年度～令和6年度)



知 内 町

第1章 計画の策定にあたって.....	
1 子ども・子育て支援事業計画とは	
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置付け	
2 計画の期間	
3 計画の策定体制	
4 知内町の子どもと子育て環境の現状	
(1) 人口・出生の動向	
(2) 第1期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状	
5 計画策定のためのニーズ調査	
6 第1期計画の取組み状況	
第2章 目指す子育て環境.....	9
1 計画の基本理念	
2 子ども・子育て支援事業の骨組み	
3 教育・保育施設の運営に関する取組み	
4 重点的に取組みたいこと	
第3章 基本目標と実現のためにできること.....	12
1 「子どもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために	
2 「多様なライフスタイルの中で子どもを生み、育てる環境づくり」を実現するために	
3 「子どもの貧困対策」を実現するために	
第4章 計画の基本的事項.....	14
1 教育・保育の提供体制	
(1) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制	
2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	
(1) 放課後児童健全育成事業	
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	
(3) 養育支援訪問事業	
(4) 地域子育て支援拠点事業	
(5) 一時預かり事業	
(6) 妊婦健康診査事業	
(7) 子育て世代包括支援センター	
(8) 中学生までの虫歯0運動	

3 次世代育成支援対策推進法に基づく事業

- (1) 児童虐待防止
- (2) ひとり親支援
- (3) 児童発達支援
- (4) 小児医療に係る支援
- (5) 放課後の居場所づくり
- (6) 知内町のステージ別・分野別子育て支援策

第5章 子どもの貧困対策について…………… 2 2

1 基本目標の実現のための基本的な方向性

2 具体的な施策

- (1) 相談支援体制の取り組み
- (2) 切れ目ない子育て支援の取り組み
- (3) 経済的支援の取り組み

第6章 計画を実行するための取組み…………… 2 6

1 計画を実行するための協力体制

2 実行するための点検・評価

【資料編】…………… 2 7

- ◎ 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要
- ◎ 知内町子ども・子育て会議設置条例

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 子ども・子育て支援事業計画とは

#### (1) 計画策定の趣旨

知内町では、「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)に基づき、平成27年度からスタートした「知内町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という)は平成31年度で計画期間が満了しました。

子ども・子育て支援法のねらいは、「すべての子どもに質の高い幼児期の教育と必要な保育を提供すること」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

第1期計画では、幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業の実施を目的に施策を掲げ、推進してきました。

また、国は平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、さらに北海道では平成27年12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

このことから知内町においては、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願うために、適切な支援が確実に届く仕組みをつくり、貧困が世代連鎖することのないよう「子どもの貧困対策」を「知内町子ども・子育て支援事業計画」に包含し、第1期計画での施策・確保の方策を継承並びに発展させ、本町の切れ目のない子ども・子育て支援をさらに推進するため第2期計画を策定します。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に則して5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)並びに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「新・放課後子ども総合プラン」行動計画として、位置付けています。また、「知内町まちづくり総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、関係する諸計画との調和と整合性を図り策定するものです。

	知内町次世代育成支援行動計画 (2005~2014)	知内町子ども・子育て支援事業計画 (2015~2024)
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
性格 特徴	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○子ども・子育て支援に係る分野別行動計画 ・地域における子育て支援 ・親子の健康の確保 ・教育環境の整備 ・子育ての居住環境の確保 ・仕事と家庭の両立	○子育て中の保護者のニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 ○予算の恒久的確保を前提としての対応事業のメニュー化

## 2 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度とします。

H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第1期 知内町子ども・子育て支援事業計画								
	評価策定	第2期 知内町子ども・子育て支援事業計画						
						評価策定	次期 知内町子ども・子育て支援事業計画	

## 3 計画の策定体制

計画は、知内町子ども・子育て会議で、委員の意見を聴取し策定しました。

子ども・子育て会議の委員には、子育て支援事業に関わる機関の代表者、子育てに関する学識経験者のほか、子育て中の保護者で構成されています。

会議では、計画策定にあたっての具体的な協議・検討のほか、アンケート調査の結果など広く町民の方の意見を参考にして審議することができました。

## 4 知内町の子どもと子育て環境の現状

### (1) 人口・出生の動向

国勢調査による人口は、昭和30年の9,735人をピークに年々減少し、年齢別人口構成では、65歳以上の人口比率が増加しています。第1期計画策定時（H27）と現在（R01）の人口構成を比べると、総人口は358人減少しています。年齢構成の0歳～14歳までの人口は139人減少、65歳以上の人口は92人増加し、さらに少子高齢化が進んでいる状況です。

知内町の平成20～24年度の出生率、合計特殊出生率は、全国、北海道よりは高くなっていますが、少子高齢化が進んでいます。最新の合計特殊出生率については、現在、国の統計が発表されていませんが、出生数は減少傾向にあり、出生率も低下していくことが予測されます。

### ◆人口・世帯数の推移

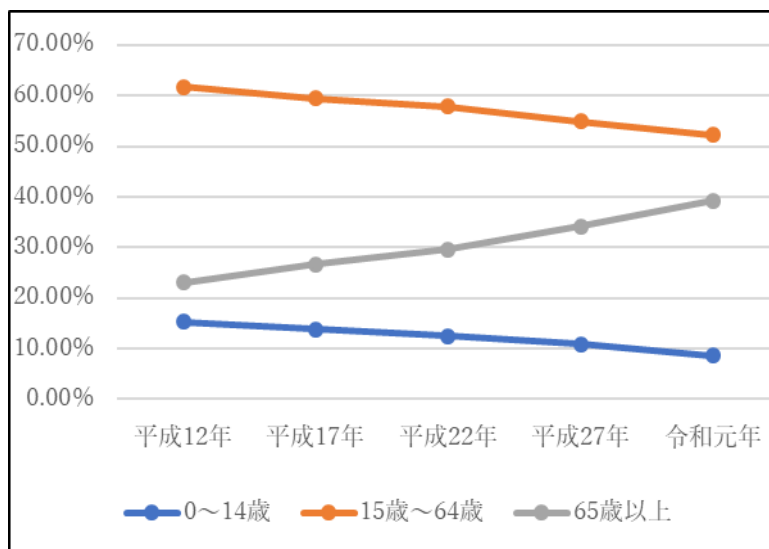
区 分	人 口			世 帯 数
	総 数	男	女	
平成12年	5,832人	2,770人	3,062人	2,110世帯
平成17年	5,447人	2,628人	2,819人	2,050世帯
平成22年	5,047人	2,461人	2,613人	2,009世帯
平成27年	4,653人	2,306人	2,347人	2,003世帯
令和元年	4,295人	2,083人	2,212人	2,075世帯

※国勢調査。令和元年は11月末住民基本台帳

◆年齢別人口構成の推移（3区分）

区分	総数	0～14歳	15歳～64歳	65歳以上
平成12年	5,832人	890人(15.3%)	3,596人(61.7%)	1,346人(23.1%)
平成17年	5,447人	751人(13.8%)	3,242人(59.5%)	1,454人(26.7%)
平成22年	5,074人	636人(12.5%)	2,936人(57.9%)	1,502人(29.6%)
平成27年	4,653人	508人(10.9%)	2,553人(54.9%)	1,592人(34.2%)
令和元年	4,295人	369人(8.6%)	2,242人(52.2%)	1,684人(39.2%)

※国勢調査。令和元年は11月末住民基本台帳



◆平成20～24年出生率、合計特殊出生率

項目	全国	北海道	渡島保健所	知内町
出生率	8.4%	7.3%	6.7%	6.7%
合計特殊出生率	1.38人	1.25人	1.43人	1.53人

※厚生労働省 平成20年～24年 人口動態保健所・市町村別統計



(2) 第1期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状

事業名	平成31年度 目 標	平成31年度 実 績	達成率	内 容
①教育・保育の量の見込み				
・1号認定	45人	23人	51.1%	知内幼稚園
・2号認定	57人	51人	89.5%	定員85人
・3号認定	23人	27人	117.4%	在籍23人
合計	125人	101人	80.8%	
②教育・保育の提供体制				知内保育園
・幼稚園				定員60人
1号認定	85人	85人		在籍63人
・保育園(所)				湯ノ里保育所
2号認定	66人	66人		定員30人
3号認定	24人	24人		在籍12人
③放課後児童健全育成事業	定員	登録児童		知内小学校 60人
【知内学童保育】	40人	68人	170.0%	涌元小学校 8人
④乳児全戸訪問事業	45人	20人	44.4%	
⑤地域子育て支援拠点事業				公民館児童室利用
【子育てサロン】	1,300人	1,077人	82.8%	月曜日～金曜日
⑥一時預かり事業	実施	51人		湯ノ里保育所
⑦妊婦健診検査事業	50人	30人	60.0%	
⑧養育支援訪問事業	20人	0人		

## 5 計画策定のためのニーズ調査

第2期子ども・子育て支援事業計画策定にあたって、事業の利用状況と今後の意向を把握するため、令和元年11月小学校6年生以下のお子さんがあるすべての家庭を対象にアンケート調査を実施し、約6割の回答をいただきました。(※資料編参照)

回答いただいた調査票には、設問に対する回答のほか多くの自由記述による意見等が寄せられ、これらの調査結果と意見等を基に事業計画を策定するとともに、今後の事業運営に役立ててまいります。

## 6 第1期計画の取組み状況

第1期子ども・子育て支援事業計画では、4つの基本的な視点をもとに施策を総合的に展開し、9項目の個別施策に分類して実施しました。子ども・子育て支援法に定める事業計画についても、事業ごとに定めた提供体制を確保しました。

「第1期子ども・子育て支援事業計画」に基づく主な取組みは以下のとおりとなっております。

### 1. 子育て支援

#### 1) 保育サービスの充実

##### ○就学前児童の教育・保育の提供

知内幼稚園、知内保育園、湯ノ里保育所において就学前の教育・保育を提供してまいりました。町独自で保育料を軽減し経済的支援もしています。

##### ○延長保育事業

保育時間については保護者の就労時間により標準保育と短時間保育に区別し、必要な保育時間を提供できるようにしています。

##### ○幼保一元化（認定こども園）

知内幼稚園老朽化に伴う園舎建替えの必要性もあり協議を重ねてまいりましたが、旧知内小学校跡地に認定こども園としての建設が決まり、令和4年度の開園予定となりました。

##### ○乳児保育事業

湯ノ里保育所、知内保育園で0歳児からの保育を受け入れております。

##### ○一時預かり事業

通園してない幼児が保護者の用事などで一時的に保育にかける場合に利用できます。知内保育園・湯ノ里保育所ともに利用できますが、近年、町内に就労できる事業所が増えたことにより入園(所)が増加傾向にあり、一時預かりの利用は減少傾向にあります。

##### ○放課後児童健全育成事業（知内学童保育）

平成27年度に中央公民館児童室から複合施設に移転し、より充実した保育を実施しております。定員は40名ですが登録児童は毎年60名前後となっており、必要性は大きいと感じております。季節ごとの行事やプルーン狩りなど支援員の努力もあり、子ども達は元気に通所し、楽しい放課後を過ごすことができいております。保護者が安心して就労するためにはかせない場所となっております。

##### ○病児・病後保育事業

町内に小児科が無いことから設置は難しい状況です。



## 2) 子育て支援サービスの充実（健康推進係）

これまで育児教室や離乳食教室を実施していましたが、出生数の減少や保護者の就労の増加による保育園就園児が増えたことにより参加者が減少したため、子育て支援事業は相談形式を中心に実施しています。小児科医による子育て相談は、参加者は少人数ですが、話しやすさや親しみやすさがあり、継続して参加される方が多く、子育ての不安やストレスを軽減できる場として活用されています。

## 2. 保護者と乳幼児等の健康確保と増進に対する支援

### 1) 妊婦・周産期の健康づくりサービスの充実

妊娠・出産期を、より安心安全に過ごすことができるように、平成28年度より通院時の交通費の助成、平成30年度より妊婦一般健康診査に加えて産後健康診査の助成を追加、平成31年より知内消防署と連携して「知内町妊婦安心「ホッ」とサポート」事業を実施しております。

また、こんにちは赤ちゃん訪問は全件実施しており、核家族化、少子化が深刻になっていく中、妊産婦がひとりで悩み、不安を抱え込まないように、タイムリーな相談・訪問ができるよう支援をしています。

### 2) 乳幼児の健康づくりサービスの充実

乳幼児の健康保持・増進については、乳幼児健診等の実施により発育や発達の確認、疾病の早期発見、保護者からの相談を通じて育児不安の軽減を図っており、健診受診率はほぼ100%です。未受診の場合は来所相談や訪問で対応しています。経過観察や要支援児の養育支援が必要な保護者については、保健センターでの支援を中心に、必要な機関と連携を取りながら、継続した支援を行っています。

予防接種については定期・任意ともに個別接種を実施し、接種率は平均90%以上を保っています。

## 3. 要保護児童等へのきめ細やかな支援

障がい児の支援としては各種健診等により早期発見を図るとともに、早期対応・早期療育を継続的に行っていくために、専門職種等への相談、就園や就学先での助言や指導の実施、子ども発達支援センターでの療育支援を実施しています。しかし、在宅における障がい児福祉サービス事業所が町内には無いため、町外の事業所を利用しているのが現状です。

#### 4. 子どもの健やかな成長に資する教育環境等整備に対する支援

##### 1) 子育て支援サービスの充実（社会教育係）

###### ○ブックスタート事業

10 か月児を対象とした本の読み聞かせや、絵本の寄贈を実施し、子どもの人格形成に必要な親子の触れ合いを、絵本を通じて育むことができた。

###### ○アンパンマンクラブへの支援

育児の悩みを語り合える、子育てサークル「アンパンマンクラブ」への支援として、家庭教育講演会の開催や体験活動の実施など、情報交換・学びの場を提供した。

##### 2) 子どもの健全育成サービスの充実

###### ○青少年健全育成講演会

青少年の健全育成のため、ネットトラブルに関する講演など各種講演会を開催した。  
(年1回)

###### ○幼児芸術鑑賞事業

豊かな感性の育成を目的に、就学前の幼児に芸術鑑賞の機会を提供する芸術鑑賞事業を実施した。(年1回)

###### ○世代間交流事業

昔遊びやそば打ちなどを通じて児童と高齢者の交流を図るとともに、児童の主体性や自主性を育んだ。

###### ○おたのしみ図書館

ライラックの会との連携で、本の読み聞かせなど、様々な本に触れ豊かな感性を育むとともに、子ども達が読書の楽しさを味わうことで読書意欲を引き出し、読書の世界を広げることができた。

###### ○放課後子ども教室推進事業

放課後の安全・安心な居場所づくりと各種体験活動を実施。湯ノ里小学校教室は月～金曜日、涌元・知内小学校教室は週1回開催した。

###### ○子ども会ボランティア活動事業

ボランティア精神の基礎づくりとして、海浜清掃ボランティアに参加した。

###### ○ジュニアリーダーコース

中学生・高校生を対象に、少年活動に必要な知識と技術を習得させるため、ジュニアリーダーコースへ参加した。(H27.28.29の3年間参加)

###### ○子ども会リーダー養成講習会

子ども会を率いるために必要な知識とレクリエーション等の技術を習得させ、リーダーとしての資質の向上と子ども会活動の活発化を図るため、リーダー養成講習会を開催した。(H27年)

###### ○青少年の主張大会

少年の健全育成及び非行防止に対する理解を深めるため、少年の主張渡島地区大会に参加した。(年1回、中学生代表1名)

### 3) 芸術文化サービスの充実

#### ○子ども芸術劇場 小学生芸術劇場

小学生に芸術鑑賞の機会を提供することで、児童が芸術に関する理解を深めること、また地域文化の振興に資することを目的に、小学生芸術鑑賞事業を実施した。(年1回、小学生対象)

#### ○スクールステージフェア

中高生に芸術鑑賞の機会を提供することで、豊かな感性を育成し、将来にわたり夢と希望を育み、明るく前向きに生きる糧を与えることを目的に、スクールステージフェアを開催した。(年1回、中高生対象)

### 4) スポーツ活動によるサービスの充実

#### ○文化スポーツエキスパート活用事業

#### ○四町交流事業

#### ○スポーツ少年団育成事業

#### ○体育協会主催事業

本町のスポーツ振興は、町内のあらゆる場所と様々な機会において、自ら運動やスポーツの楽しさに気づき、主体的にその活動を行うとともに、ライフステージと目的に応じた運動やスポーツの推進を図っております。とりわけ、幼児や青少年の運動やスポーツ体験の創出には力を入れ、幼稚園や保育所における運動指導の他、保護者を返して運動やスポーツの定着を図る「親子 de 運動あそび」の事業化を進めております。また、文化スポーツエキスパート活用事業では、高等学校バスケットボール部やテニス部がその活用を図り、四町交流事業では各種スポーツ少年団活動における交流が図られております。さらに、少年団活動においては、競技スポーツの推進から、外部講師による専門的なスポーツの指導や講演会等を開催するなど、積極的な推進を図っております。

令和元年度からは、知内町スポーツ推進計画に基づき、総合的な推進体制の充実を図るとともに、ライフステージと目的に応じた運動やスポーツの推進。また、運動やスポーツを通じた地域の活性化を図ることとしております。



## 第2章 目指す子育て環境

### 1 計画の基本理念

子育てとは、本来子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、保護者も成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みですが、現実の子育てには様々な負担や苦勞も多くあります。

子育て支援とは、学校・地域・職域・その他の社会のあらゆる分野が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担を和らげ、保護者としての成長を支援することです。

子どもが心身共に健やかに成長することについての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識の下に、保護者自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要です。

次代を担う全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる地域社会の実現を目指し「第2期 知内町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

次代を担う子どもたちをみんなで育むまち ～ しりうち

### 2 子ども・子育て支援事業の骨組み

子ども・子育て支援法は、すべての子どもに質の高い幼児教育と保育を保障し、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという趣旨で、関連する法改正とともに平成24年に成立しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市町村が実施主体となり、社会保障制度のひとつとして実施するものです。

また、令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

対象となる事業は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の3歳から5歳のすべての子どもの利用料の無償化と、0歳から2歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料が無償化されます。

◆ 新制度の事業体系

① 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付

子どものための教育・保育給付は、保護者の申請により、町が子どもの保育の必要性を区分認定し、給付する仕組みです。

子育てのための施設等利用給付は、3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に町が認定し、認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等について給付する仕組みです。

- ・ 施設型給付（子どものための教育・保育給付）

幼稚園・認可保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用して、幼児期の学校教育と保育の提供を受けるための給付です。

- ・ 地域型保育給付（子どものための教育・保育給付）

町が認可する定員19人以下の保育事業を利用するための給付です。

- ・ 企業主導型保育事業（※仕事・子育て両立支援事業）

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設

- ・ 認可外保育施設（子育てのための施設等利用給付）

児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設

- ・ その他の事業（子育てのための施設等利用給付）

一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（一定の要件有）

② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づき、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

③ 事業一覧

事業		内容	
教育・保育給付	施設型給付	就学前の子どもが、教育・保育施設を利用するための給付	
		認定こども園	就学前の子どもの教育・保育を提供
		幼稚園	3歳以上の幼児教育を提供
	保育所	保育にかける就学前の子どもの保育を提供	
	地域型保育給付	小規模保育事業所や事業所内保育所で、地域の子どもを保育する事業所を利用するための給付	
仕事・子育て両立支援事業	企業主導型保育施設	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するための設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設	
施設等利用給付	認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設（認可外保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所など）	
	その他事業	子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 ※一定の要件あり	

利用者支援	必要な施設や事業を選択して利用するための情報提供、相談、援助
時間外保育事業	保育認定の時間を超えて保育する事業
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業
子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難な児童を施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業	新生児の居る家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育環境の把握、相談等を行う事業
養育支援訪問事業	養育に支援が必要な家庭を訪問し、相談、指導、援助を行う事業
地域子育て支援拠点事業	親子の交流の場を開設し、子育てについての相談、指導を行う事業
一時預かり事業	保護者の用事や短期就労などの際に、昼間一時的に預かる事業
病児保育事業	家庭で保育できない病児・病後児の預かる事業
子育て援助活動支援事業	援助を要するものと援助を行うものの連絡調整及び援助者の講習などを行う事業
妊婦健康診査事業	妊娠期の一般検査、超音波検査、精密検査等の助成事業

### 3 教育・保育施設の運営に関する取組み

知内町に現在ある教育・保育施設は民間の保育園1か所、公立の幼稚園1か所、公立の保育所1か所の計3か所となっておりますが、第2期計画中にはそれらを統合して認定こども園に移行し、教育・保育の一体的な提供を図ることとします。

令和元年10月から実施している幼児教育・保育無償化に伴い、教育・保育施設の運営にあたっては、情報共有するための場を確保してまいります。

### 4 重点的に取組みたいこと

知内町は、町民一人ひとりと向き合う支援を大切にしています。妊婦相談、乳児健診、乳児家庭全戸訪問、養育訪問支援、などを通じて、すべての子育て家庭の皆さんと、必ず、直接会う機会をもうけ、小さな町だからできるきめ細かな支援、それぞれの家庭が持っているその家庭の子育て力に合った必要な支援を目指します。

子ども・子育て支援事業の目的は単に事業量を確保することではなく、誰もが事業の内容を理解し、安心して子育てができること、必要なときに役立つ事業であることが重要です。

### 第3章 基本目標と実現のためにできること

#### 1 「子どもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために

子ども自身の育つ力、成長する力をのばす環境づくりを目指します。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

親子関係はもとより、まわりの大人が子どもとの信頼関係を築き、子どもたちの生きる力を伸ばす関わりが必要です。

障がいがあってもその子固有の発達エネルギーにより、適切な支援により大きな力を発揮します。

家庭の養育力の向上、すべての子どもが質の高い幼児教育と保育を受ける機会の確保、必要な子どもに適切な療育を提供できる体制づくりを進めてまいります。

#### ◆具体的な施策

- 幼児教育・保育の充実（P16・17参照）
- 障がい児相談支援事業、障がい児通所支援事業の充実（P19参照）
- 特別支援教育・保育事業の充実  
    幼稚園・保育園・小中学校へ特別支援員の配置
- 乳幼児健診、訪問、相談、指導の充実  
    4・7・10・12か月健診、1歳6か月健診、3歳児・5歳児健診、  
    乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、小児科医による子育て相談会
- 地域子育て支援拠点事業の充実（P18参照）
- ブックスタート事業の推進  
    乳児健診時、10か月児に絵本を配布
- 食育の推進  
    離乳食相談・キッズ食育教室・小学校の食育授業
- 放課後の居場所づくりの充実（P17・20参照）

## 2 「多様なライフスタイルの中で、子どもを生き育てる環境づくり」を実現するために

社会全体の傾向としては、ライフスタイル、ライフサイクルにあわせて多様な働き方を選択できること、結婚や出産・子育てを両立するために、社会的な制度や地域のサービス基盤を整備することへの支援が必要です。

仕事と子育てを両立するための保育の確保をはじめ、あらゆる家庭、あらゆる保護者の子育てをサポートするための仕組みを整えてまいります。

また、保護者として成長するための知識や経験を、家庭の中で継承することが難しくなっている現代社会においては、保護者の学習の場が必要です。

### ◆具体的な施策

- 教育・保育施設給付事業(P16・17 参照)
- 地域子育て支援拠点事業 (P18 参照)
- 一時預かり事業 (P18 参照)
- 放課後児童健全育成事業 (P17 参照)
- 子育て援助活動支援事業 (P18 参照)
- 子ども医療費助成事業(P19・20 参照)
- ペアレントトレーニング事業

保護者に対して相談・助言・紹介等を行い子育てを支援

## 3 「子どもの貧困対策」を実現するために

「北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境と教育の機会均等を図り、子どもの権利及び利益を尊重しながら、すべての子どもたちが地域で見守り、夢や希望を持って成長していけるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えていきます。

### ◆具体的な施策

- 相談支援体制の取り組み (P22 参照)
- 切れ目のない子育て支援の取り組み (P23 参照)
- 経済的支援の取り組み(P24・25 参照)



## 第4章 計画の基本的事項

### 1 教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援法に基づく就学前児童の教育・保育施設給付は、一人ひとりの子どもにつき、教育と保育の必要性を町が認定し、教育・保育施設利用等に必要な費用を給付する仕組みです。

令和4年度からは3か所の教育・保育施設を統合し、認定こども園へ移行する予定です。

#### (1) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の見込み量は、アンケート調査結果を活用し、父母の就労状況等による家庭類型と利用の意向、推計児童数を参考にして求めます。

計画策定にあたっては、アンケート結果の傾向を尊重しつつ、現況に近い見込み量に調整することとし、現実の必要量に見合った計画とするよう、子ども・子育て会議において計画の進捗状況を評価してまいります。

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化に伴い、認定区分の量の見込みの変化により、利用者のニーズと、質の確保、施設運営のバランスを考慮し、提供体制が確保できる計画とします。



## ◆ 人口推計（町独自推計）

単位：人

年齢	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	14	16	20	15	15	15	15
1 歳	15	16	16	20	15	15	15
2 歳児	24	15	16	16	20	15	15
小計	53	47	52	51	50	45	45
3 歳	25	23	15	16	16	20	15
4 歳	27	28	23	15	16	16	20
5 歳	19	28	28	23	15	16	16
小計	71	79	66	54	47	52	51
6 歳	20	19	28	28	23	15	16
7 歳	36	21	19	28	28	23	15
8 歳	31	36	21	19	28	28	23
9 歳	32	29	36	21	19	28	28
10 歳	32	31	29	36	21	19	28
11 歳	29	32	31	29	36	21	19
小計	180	168	164	161	155	134	129
12 歳	34	26	32	31	29	36	21
13 歳	42	34	26	32	31	29	36
14 歳	31	42	34	26	32	31	29
小計	107	102	92	89	92	96	86
15 歳	31	29	42	34	26	32	31
16 歳	41	31	29	42	34	26	32
17 歳	30	41	31	29	42	34	26
小計	102	101	102	105	102	92	89
合計	513	497	476	460	446	419	400

・平成 30 年・令和元年データは実績人口（4.1 現在）/他は推計人口

◆ 家庭類型（子ども・子育て支援事業計画アンケート集計結果）

タイプ	父母の有無と就労状況	区分	人数	割合
A	ひとり親家庭	0歳	1	14.9 %
		1・2歳	0	
		3歳以上	6	
B	フルタイム×フルタイム	0歳	1	25.5 %
		1・2歳	1	
		3歳以上	10	
C	フルタイム×パートタイム	0歳	0	40.4 %
		1・2歳	1	
		3歳以上	18	
D	専業主婦（夫）	0歳	1	17.1 %
		1・2歳	3	
		3歳以上	4	
E	パートタイム×パートタイム	0歳	0	2.1 %
		1・2歳	0	
		3歳以上	1	
F	無料×無業	0歳	0	0 %
		1・2歳	0	
		3歳以上	0	
計			47	100 %

◆ 認定区分ごとの教育・保育の量の見込み

【教育・保育の認定区分】

- ・1号認定…満3歳以上の幼児教育を利用する子ども（法第19条第1項第1号）
- ・2号認定…満3歳以上の幼児教育と保育が必要な子ども（法第19条第1項第2号）
- ・3号認定…3歳未満の保育を必要とする子ども（法第19条第1項第3号）

単位：人

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		24	18	15	15	14	16
2号認定		53	46	34	27	32	31
3号認定	0歳	5	6	6	6	6	6
	1・2歳	18	16	19	19	19	19
量の見込み計		100	86	74	67	71	72

◆認定区分ごとの教育・保育の確保方策

単位：人

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		85	85	85	20	20	20
2号認定		64	64	64	34	34	34
3号認定	0歳	6	6	6	6	6	6
	1・2歳	20	20	20	20	20	20
確保方策		175	175	175	80	80	80

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 放課後児童健全育成事業

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	41	43	45	37	31
	高学年	15	13	10	12	14
	計	56	56	55	49	45
確保方策	登録児童数	60	60	60	50	50
	平均利用児童数	30	30	30	25	25

放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援法により法的な位置付けや運営基準が明確になりました。共働き等で保護者が昼間不在の就学児童に対し、適切な遊び、生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、健全な育成を図る事業を提供する体制を確立してまいります。

利用時間、利用期間に応じた必要量を確保するとともに、放課後の生活時間の多くを放課後クラブで過ごす子どもたちにとっては、多様な経験ができる環境が大切です。

指導員の資質向上、学習時間の確保など教育委員会と連携し十分検討してまいります。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（出生児：人）		15	15	15	15	15
確保方策	保健師訪問	20	20	20	20	20

生後2か月頃までに家庭を保健師が訪問し、乳児の発達・発育の確認とともに、これにかかわる育児に関して相談等を行います。

乳児家庭全戸訪問事業に合わせて、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、子育て支援に繋げるとともに、必要に応じて養育支援訪問を行い、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に努めてまいります。

(3) 養育支援訪問事業

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業により把握した支援の必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導、援助を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(月:人)	80	80	80	80	80
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

中央公民館の児童室を利用して、子育てサロンや育児サークル活動の支援、保健師による育児教室や子育て相談会などの各種事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実に努め、母子保健事業との連携により、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援に努めてまいります。

#### (5) 一時預かり事業

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間:人)	24	24	24	24	24
確保方策	保育園	24	24		
	認定こども園			24	24

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

保護者の突発的な事情や社会参加、また育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するためにも、提供体制の確保に努めてまいります。

#### (6) 妊婦健康診査事業

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間:人)	15	15	15	15	15
確保方策(健診受診票受付)	20	20	20	20	20

妊婦一般健康診査14回及び超音波検査6回分の受診票を交付し、健診費用を助成します。受診票は、前期・中期・後期の妊婦相談とともに交付します。

健診の重要性、費用負担の軽減はもとより、妊婦健康診査事業を活用した妊婦相談は、産前産後の支援から乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業まで連続した、子育て支援に繋がる、「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」に大きな役割を果たしてまいります。

#### (7) 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズを把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて個別支援プランの作成や、関係機関との連携調整を行うために「子育て世代包括支援センター」を設置し、孤立や不安の解消と虐待予防を図り、切れ目のない支援を行います。

#### (8) 中学生までの虫歯0運動

乳幼児期から中学生までの子どもの虫歯を0にすることを目標に、1歳から4歳未満の乳幼児はフッ素塗布を年2~4回、4・5歳児は週5回、小・中学生は週に1回のフッ化物洗口を行います。

### 3 次世代育成支援対策推進法に基づく事業

#### (1) 児童虐待防止

児童虐待防止については、生活福祉課、教育委員会、学校関係者等による「知内町要保護児童対策地域協議会」を開催し、情報共有を図り児童虐待につながらないよう連携を図っています。また、虐待が疑われる事例の通告があった場合は関係者が早急にケース会議を開き早期対応を図ります。

#### (2) ひとり親支援

ひとり親家庭の支援については、国や道の支援制度が主となりますが、手当、医療費、貸付・奨学・就学・就労等、各種制度の情報が対象世帯に届き、必要な支援を利用できるよう、確実な情報提供に努めてまいります。

#### (3) 児童発達支援

児童発達支援については、知内町児童発達支援センターが中核となり、妊娠期からの健康管理によるハイリスクの予防、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業、子育て支援事業との連携により、早期からの対応を図り、子どもの育つ力、子どもを養育する家族の力を引き出す支援に努めてまいります。

支援にあたっては、育児不安、家族背景、障がいがあることで生じる生き辛さ等を理解し、当事者の立場に寄り添った支援を行います。

乳幼児期は生涯に渡る人間形成の基礎を培う重要な時期となり、地域の療育は、日常生活の中で大きな効果を発揮します。それらの効果が最大限発揮されるよう、各事業を通して情報共有を密に行います。

教育と療育が連携し乳幼児期から学童期の継続した支援に繋げて参ります。子どもの発達を見据えた支援を行い、地域の中で健やかな成長が育まれること、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

#### (4) 小児医療に係る支援

小児医療は北海道全域において、医師確保が喫緊の課題であります。

知内町でも町内に小児科は無い為、町外の医療機関を利用しなければならない状況です。

町は、予防接種費用の助成として、小児任意予防接種助成（おたふくかぜ・ロタウイルス・インフルエンザ）や各種健診事業など、母子保健及び予防医療の面からの支援に取り組むとともに、平成30年8月から子ども医療費助成制度の拡充（満18歳（高校生）まで通院・入院の自己負担分助成）に取り組んでおり、今後も支援してまいります。

## 《定期予防接種》

単位：円

種 類	四種 混合	B C G	ヒブ	小児肺 炎球菌	水痘	麻しん 風しん	B型 肝炎	日本 脳炎	二種 混合
単 価	11,924	7,964	8,299	11,826	9,614	11,319	7,033	7,826	5,269
回 数	4	1	4	4	2	2	3	4	1
助成額	47,696	7,964	33,196	47,304	19,228	22,638	21,099	31,304	5,269

## 《任意予防接種》

単位：円

種 類	おたふく	ロ タ	合 計
単 価	4,000	8,300	
回 数	1	3	29
自己負担額	1,000	3,000	4,000
助成額	3,000	21,900	<b>260,598</b>

## (5) 放課後の居場所づくり

## 【知内学童保育】

放課後児童健全育成事業は、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性・創造性の向上と基本的な生活習慣の確立等により、子どもたちの生きる力「主体的に判断し、行動する力」を育てる場となります。知内町では平成20年度から開設した「知内学童保育」を平成27年度より知内町複合施設内に移設しました。今後も子どもたちが自主性をもち、多様な選択肢の中で主体的な活動ができる環境づくりを目指し、多様な経験ができる場として、放課後の居場所づくりを進めてまいります。

## 【放課後子ども教室】

「知内町放課後子ども教室」については、文部科学省の「新・放課後子ども総合プラン」(H30策定)に基づき、知内小学校と涌元小学校で週に1度放課後から16時30分まで、湯ノ里小学校では毎日放課後から17時30分まで行われています。知内小学校は中央公民館を活用し「学童保育」と連携して運営することにより、家庭環境にかかわらず子ども同士の多様な仲間関係の形成を促すとともに、地域の大人との関わりを経験できる、安心・安全な居場所づくりを進めてまいります。

(6) 知内町のステージ別・分野別子育て支援策

	子育てのステージ			子育てのステージ		
	妊娠・出産	乳幼児	小学校低学年	小学校高学年	中学校	高校
保健・医療・福祉分野	不妊・不育治療費助成事業 不妊に悩む夫婦に対し、治療に関する情報提供や精神面での相談・治療費助成	子ども医療費助成事業 高等学校終了前（18歳に達した最初の3月31日まで）の医療費の自己負担分を町が助成				
	出産記念品贈呈 (ベビー用品)	児童手当支給 中学生まで1万円 3歳未満・第3子（小学生まで）1万5千円				
		子育て支援交付金 出産時3月以上居住している保護者に対し5万円支給				
		小児予防接種 ・定期予防接種 ・任意接種（ロタウイルス・おたふく）		・二種混合予防接種（小6）		
		・インフルエンザ予防接種（高校生まで無料）				
	妊産婦健診・相談事業 ・母子健康手帳交付 ・妊婦健診受診票交付 ・超音波受診票交付 ・保健師・栄養士相談 ・妊産婦安心出産支援事業（交通費軽減）	新生児訪問事業 保健師と栄養士が訪問し、検診や予防接種の進め方などの情報を提供する 新生児聴覚検査助成事業（全額）				
	妊婦安心「ホット」とサポート事業 知内消防署と保健センターが連携し、緊急時に医療機関へ搬送（事前登録）	乳幼児健診事業 ・乳児健診 ・幼児健診 ・5歳児健診 ・フッ素塗布				
		フッ化物洗口 保育園（所）及び幼稚園4・5歳児 小学校 中学校				
		地域子育て支援拠点事業 ・子育てサロン開設 ・育児サークル支援				
		教育・保育給付事業 ・知内幼稚園 ・知内保育園 ・認定こども園（R04開設予定） ・保育料軽減	子ども子育て支援事業 ・知内学童保育 1年～6年 定員40名			
	障がい児支援 ・発達支援センター	障害児通所支援 ・放課後等デイサービス（民間事業所）				
教育・生活分野		給食費無償化事業				
	読書普及活動 ・ブックスタート ・読み聞かせ ・おたのしみ図書館 ・幼児芸術鑑賞	不登校対策支援事業 子どもの健全育成事業 ・世代間交流事業 ・おたのしみ図書館 ・放課後子ども教室 ・子ども会リーダー養成講習会 ・青少年の主張大会 ・子ども芸術劇場 ・就学援助 ・各種検定料助成		・スクールカウンセラーの派遣 ・就学援助 ・各種検定料助成	・海外派遣事業 ・海外見学旅行助成 ・通学費用助成 ・各種検定料助成 ・奨学資金貸付事業	



## 第5章 子どもの貧困対策について

### 1 基本目標の実現のための基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の3つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。子どもの生活実態調査のアンケート自由記載では、「就学に費用がかかるので経済的な支援があると助かる」、「仕事をしているので、放課後クラブを利用し助かる」などの意見がありました。

施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意します。

### 2 具体的な施策

#### (1) 相談支援体制の取り組み

子どもの貧困対策を行う上で効果的に進めていくためには、相談対応がすべての出発点になります。貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭に対し、その声を受け止め、そして早期発見に努め、各種制度に結び付けていくことが重要であり、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に努めてまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
ひとり親世帯からの相談	ひとり親世帯からの相談に対して、母子・父子等に対し、福祉資金制度をはじめとする制度説明を行い、北海道などの関係機関から助言を頂きながら、適切な援助を実施します。	生活福祉課
生活困窮に関する相談	生活困窮に関するあらゆる相談に応じるとともに、北海道や北海道から委託を受けている生活困窮者自立支援事業者と連携のもと、必要な支援を実施します。	生活福祉課
要保護児童対策地域連絡協議会	町内の関係機関よりネットワークを構築し、必要に応じて協議会やケース検討会議を開催し、処遇困難事例等に対応し、警察や児童相談所等関係機関との連携により虐待の防止や早期解決を図ります。	生活福祉課
教育相談	各学校、教育委員会に置いて、随時相談に対応します。必要に応じ、関係機関との連携、カウンセリング、支援制度の紹介などを行います。	学校教育課

(2) 切れ目のない子育て支援の取り組み

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や社会で生き抜く力を育てる、また子どもたちの居場所づくりの整備に努めてまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業を行います。 学童保育：利用料月額 5,000 円（第 2 子以降 2,500 円 同時利用） 放課後子ども教室：無料	生活福祉課 社会教育課
一時預かり事業	保護者の用事や短期就労などの際に、昼間一時的に預かる事業を行います。 利用料：4時間以上1,200円、 4時間未満600円（給食費実費） 非課税世帯・保護世帯無料	生活福祉課
教育・保育事業	就学前の子どもに対し、教育・保育を提供します。 ※3歳～5歳児及び3歳未満の非課税世帯並びに第2子以降保育料無料（定員） 知内保育園：60名 知内幼稚園：160名 湯ノ里保育所：30名（令和2年度より休所） 知内認定こども園：80名（令和4年度～）	生活福祉課 学校教育課



(3) 経済的支援の取り組み

各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の自立支援を検討してまいります。

給食費無償化事業		
事業内容	給食費を全額無償とすることで子育て世帯の経済的負担を軽減します。	生活福祉課 学校教育課
対 象	保育園児・幼稚園児・小・中学生	
助成内容	保育園：年長児の主食を保育園で提供し費用を補助 幼稚園・小・中学校：給食費を無償とする	

知内高校生徒への助成		
事業内容	知内町の就学機会の確保、地域の活性化に資するよう知内高校に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減します。	高等学校 学校教育課
対 象	知内高校に就学している生徒の保護者	
助成内容	通学費用・各種検定料助成、奨学資金貸付	

子ども医療費助成事業		
事業内容	乳幼児等の医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断、早期治療を促進し、乳幼児等の健やかな育成を図ることを目的にしています。	生活福祉課
対 象	満 18 歳（高校 3 年生）までの乳幼児及び児童・生徒	
助成内容	0 歳から 18 歳（高校 3 年生）までの医療費の自己負担部分を町が全額助成します。 ・町内に本人か扶養義務者の住民登録があること。 ・食事料・文書料・薬の容器代は自己負担。	

子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業		
事業内容	小児の感染予防及び重症化予防のため、インフルエンザ予防接種の助成を行います。	生活福祉課
対 象	0 歳～高校生までの子ども	
助成内容	1 歳～13 歳未満：年 2 回接種。 13 歳以上、高校 3 年生相当年齢：年 1 回接種。 町内医療機関において全額助成。	

就学援助		
事業内容	小中学校に就学している児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的な理由により、学用品費などの負担が困難な世帯に対して援助を行います。	学校教育課
対 象	生活保護世帯、前年の収入額が生活保護基準の 1.3 倍以下の場合	
助成内容	学用品、修学旅行費、体育実技用具費、クラブ活動費、PTA 会費など ※費目により対象に該当しない場合有。	

生 活 保 護		
事業内容	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とします。決定権者である北海道と連携のもと、適切に支援します。	生活福祉課
対 象	世帯収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較し、収入が最低生活費に満たない世帯。	
助成内容	生活を営む上で生じる各種費用に対し、定められた範囲内で扶助を支給。(例：生活扶助 日常生活に必要な費用。住宅扶助 家賃。教育扶助 義務教育を受けるのに必要な学用品等)	

母子父子寡婦福祉資金貸付事業		
事業内容	母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上の為、北海道で実施している就学資金や就学支度資金等の周知及び貸付申請を支援します。	生活福祉課
対 象	母子、父子、寡婦家庭の児童	
貸付内容	生活資金をはじめ、計 12 種類の貸付項目があります。 例) 生活資金、住宅資金、就学資金等	

## 第6章 計画を実行するための取組み

### 1 計画を実行するための協力体制

計画の実現には、所管課である生活福祉課と教育委員会など、行政組織内の横断的な協力体制はもちろんのこと、民間事業者との連携が非常に重要です。

必要に応じて、町全体の子どもの教育と保育を協議できる場をつくり、町にできること施設にできることをそれぞれが担い、互いに補い、協力体制を構築してまいります。

また、子育て支援事業の実施には、事業に関わる職員の資質と連携が大きく影響します。そして何より、保護者の協力なしではこの計画を実現することはできません。保護者の皆さんにこの計画の趣旨や制度を十分理解していただき、この計画を実行する当事者として、子どもたちに最も大きな影響を与える支援者として、町や事業者とともに繋がる関係を作り上げてゆきたいと考えています。

### 2 実行するための点検・評価

計画は、町の行政組織内部の事務事業評価を行い、子ども・子育て会議において、点検・評価を実施してまいります。

単に事業量を達成することではなく、それぞれの事業が、真に計画の理念に沿った形で実行されているかが大切であり、計画に囚われ目指すべき姿を見失うことのないよう、またその時々の実現にも目を向け、計画を見直すべき部分はないか、常に高い意識をもって、定期的な子ども・子育て会議の開催を継続します。

#### 資料編

- ◎ 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要
- ◎ 知内町子ども・子育て会議設置条例

## 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の概要

### 1 調査の概要

#### (1) 調査目的

本調査は、教育・保育給付及び子育て支援に関する現状や家庭状況及び今後の利用希望などを把握し、その内容を令和2年度から令和6年度までを1期とする「第2期知内町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするために、令和元年11月に実施した。

#### (2) 調査結果

調査の実施方法及び結果については以下のようになっています。

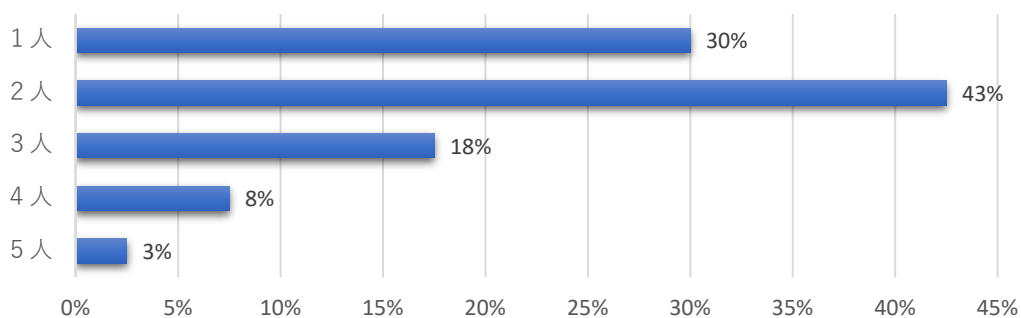
- 調査対象：1. 就学前児童の保護者 98人  
2. 小学生児童の保護者 123人
- 調査期間：令和元年11月19日～12月6日
- 調査方法：郵送、又は学校・保育所・幼稚園により配布及び回収

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	98	48	48.9%
小学生児童	123	65	52.8%

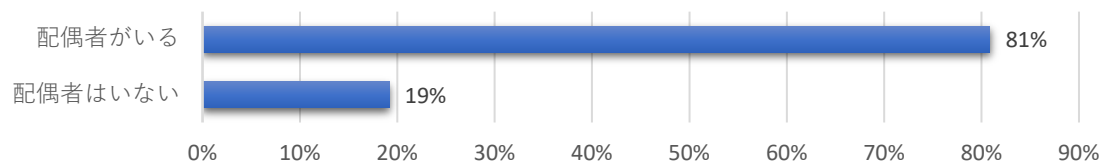
#### (3) 調査結果の概要

##### 【就学前児童】

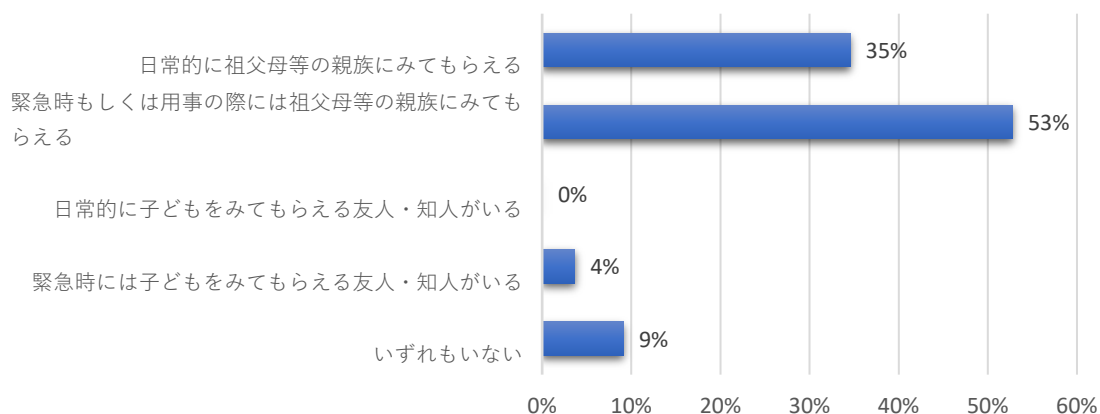
問3. 宛名のお子さんは何人兄弟ですか。



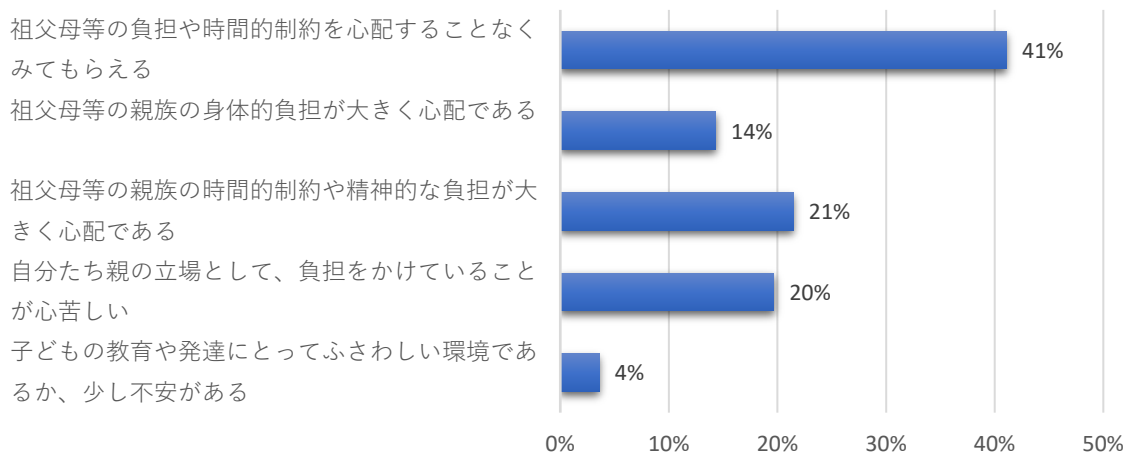
問5. この調査にご回答いただいている方の配偶者関係についてお答えください。



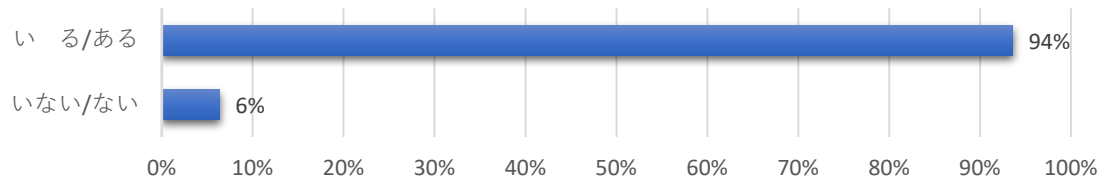
問7. 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。



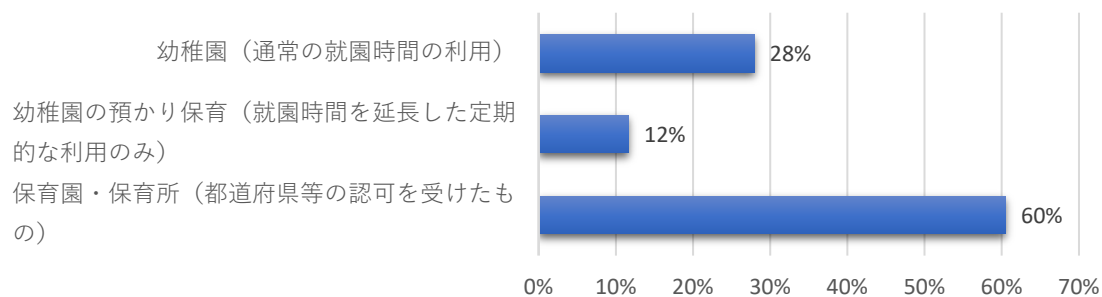
問7-1. 問7で「1」または「2」に○を付けた方で祖父母等の親族にお子さんを見てもらっている状況についてお答えください。



問8. 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をするうえで気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

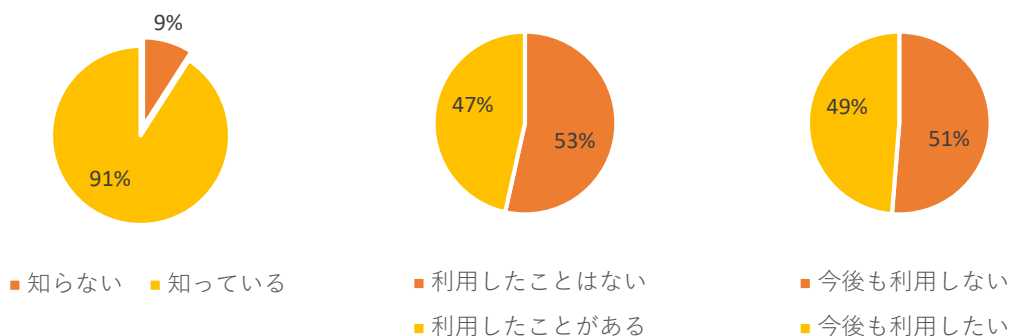


問 13. 宛名のお子さんは現在幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

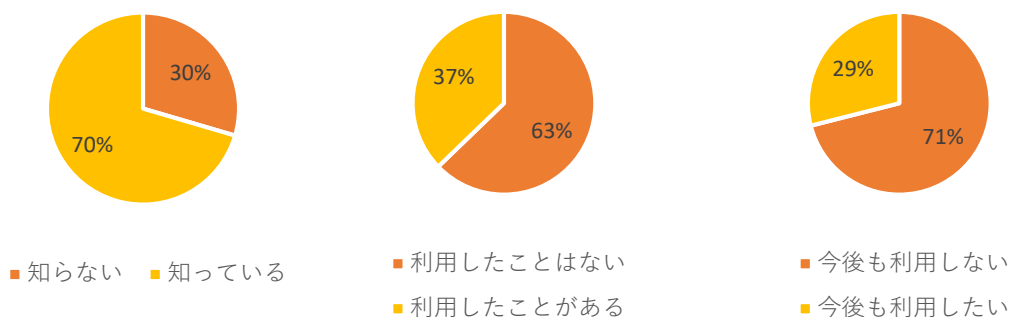


問 17 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものをお答えください。

\*\*\*\*\*《保健センター育児相談》\*\*\*\*\*

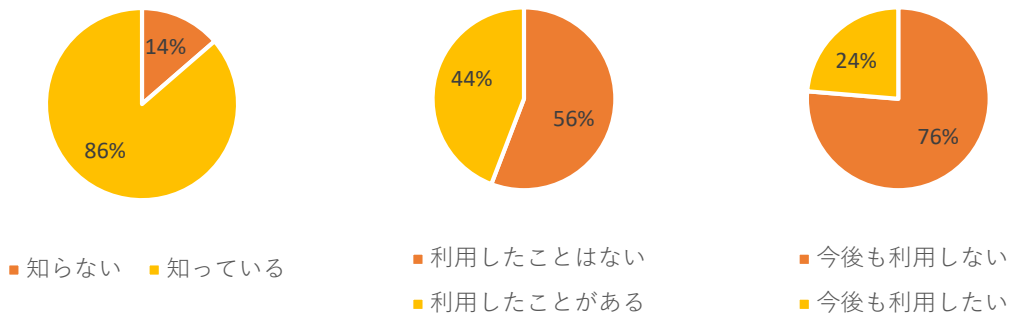


\*\*\*\*\*《キッズ食育教室》\*\*\*\*\*

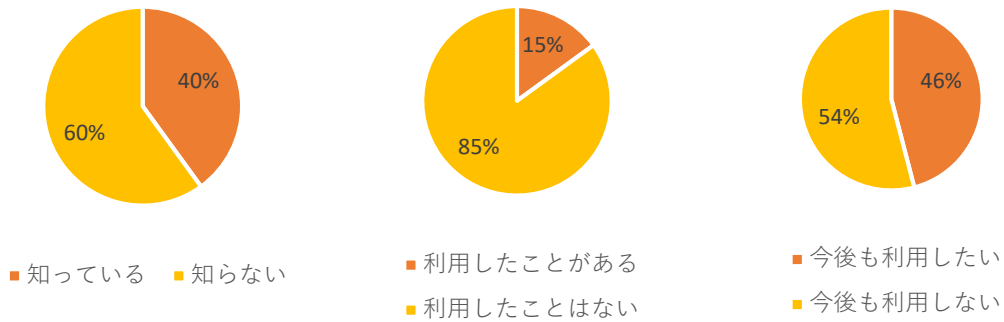




\*\*\*\*\*《離乳食教室》\*\*\*\*\*

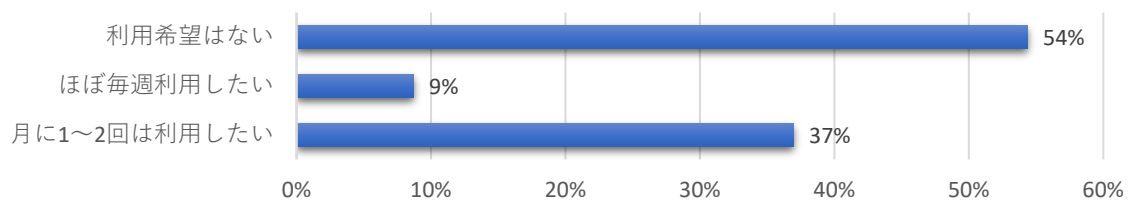


\*\*\*\*\*《知内町子育てガイドブック》\*\*\*\*\*

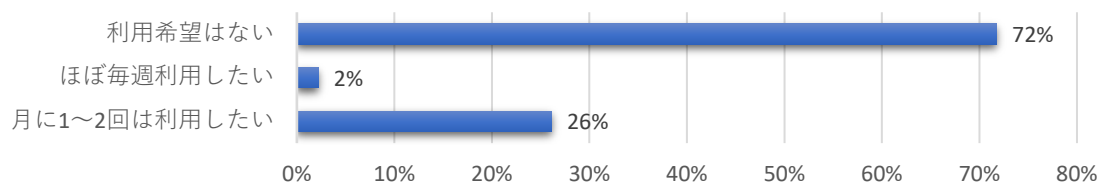


問 18. 宛名のお子さんについて、土曜・日曜・祝日に定期的な事業の利用希望はありますか。(一時的な利用は除きます)

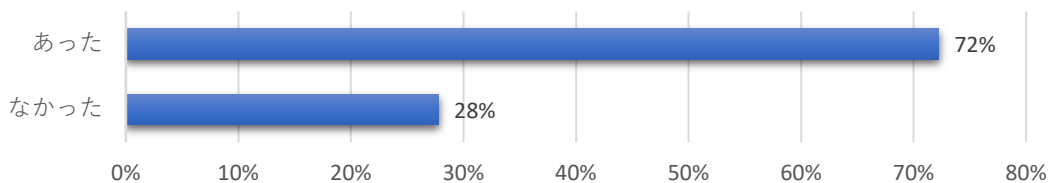
《土曜日》



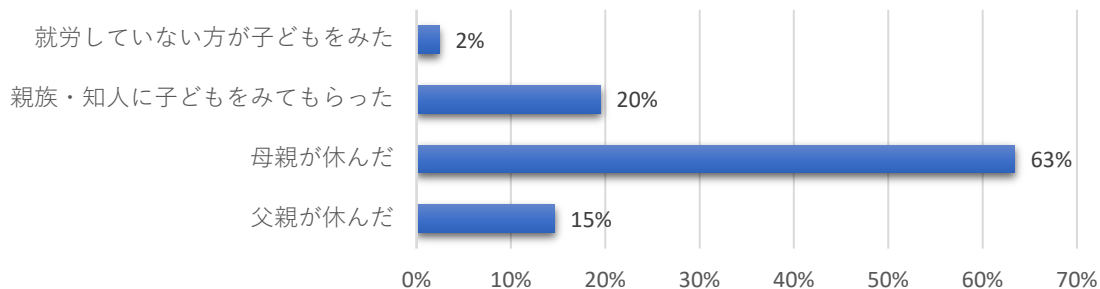
《日曜日》



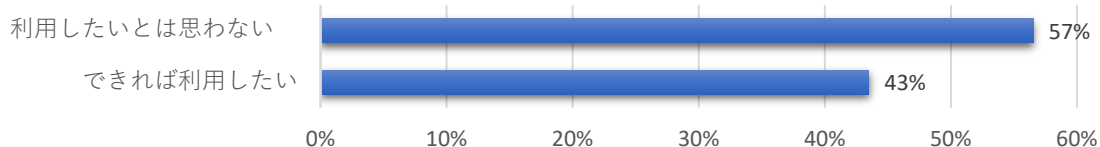
問 20.この1年間に、お子さんが病気やケガで事業が利用できなかったことがありますか？



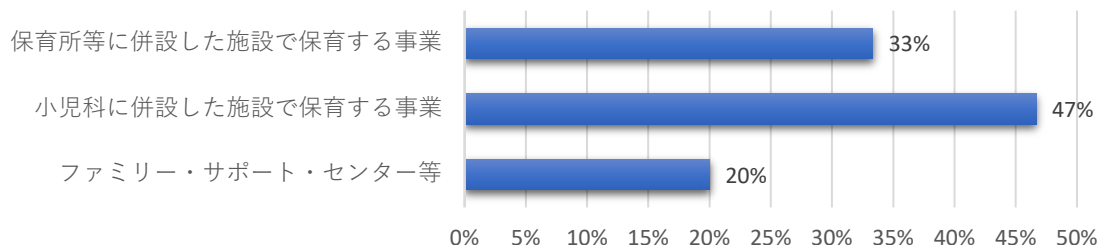
問 20-1.問 20 で「あった」方で、対処方法として当てはまるもの全てに○をつける



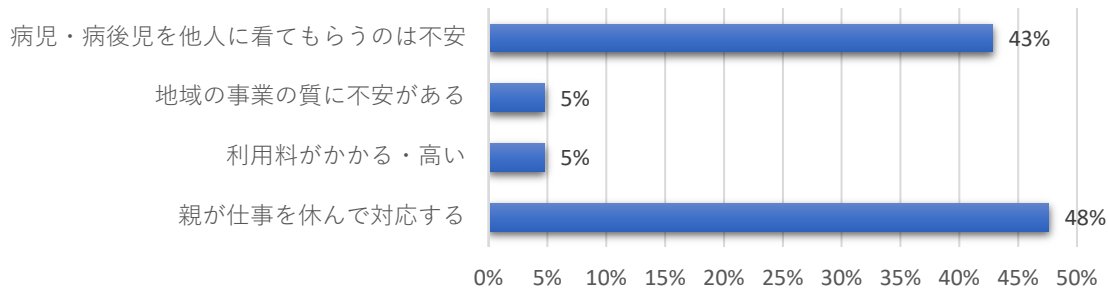
問 20-2.問 20-1 で母親又は父親が休んだ方で、「できれば病児・病後児のための保育施設を利用したい」と思ったか



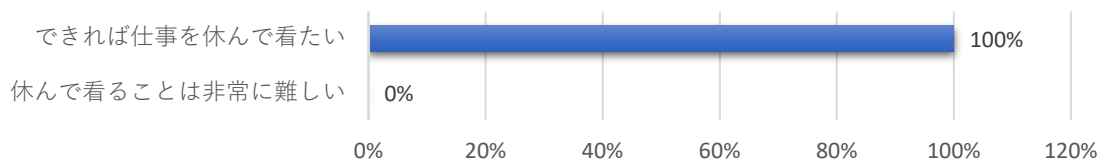
問 20-3.問 20-2 で「利用したい」と回答した方で、望まれる事業形態は？



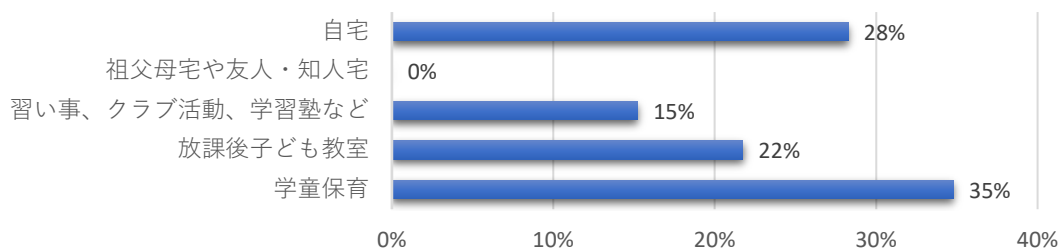
問 20-4.問 20-2 で「利用したいと思わない」と回答した方で、そう思う理由は？



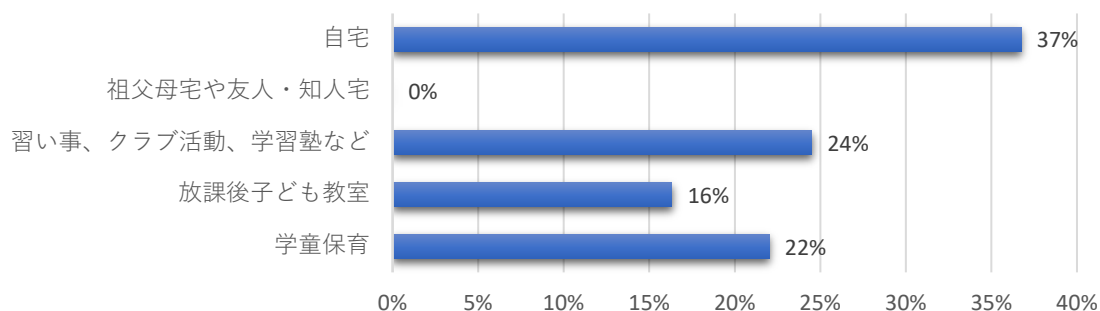
問 20-5.問 20-1 で「友人・知人に見てもらった」「就労していない方が見た」方で、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思った？



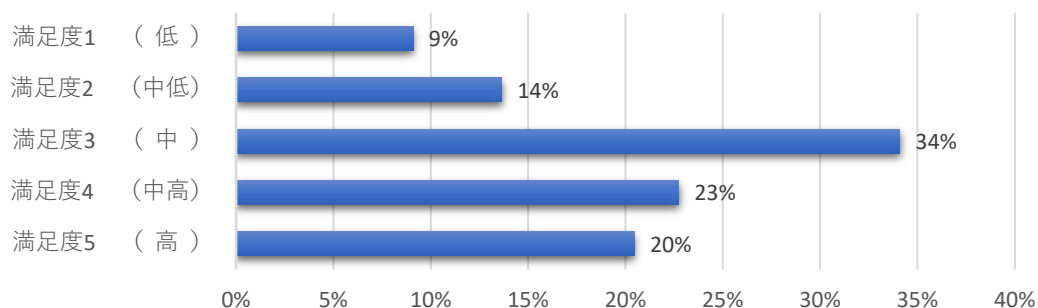
問 24. 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは放課後（平日）の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。



問 25. 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら放課後（平日）の時間をどのような場所で過ごさせたいですか？

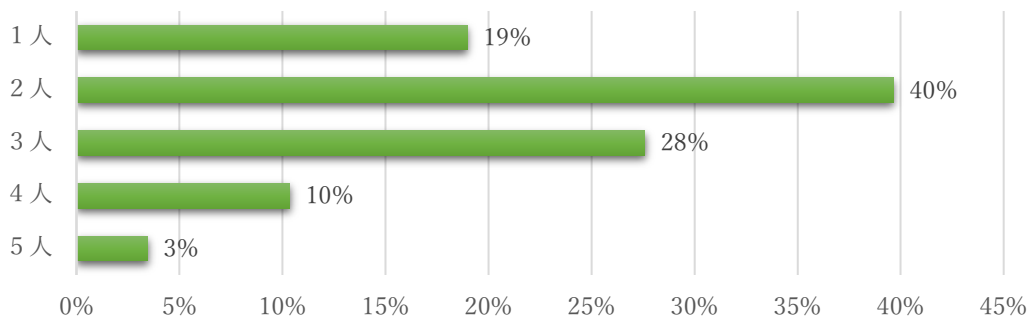


問 31. 知内町における子育て環境や支援への満足度について当てはまる番号1つに○をつけてください。

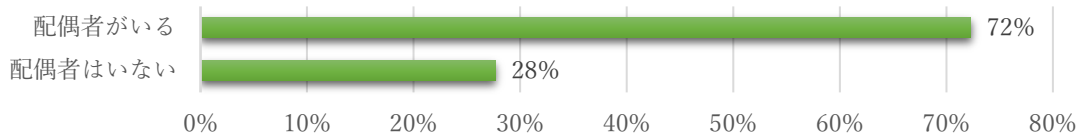


【小学生】

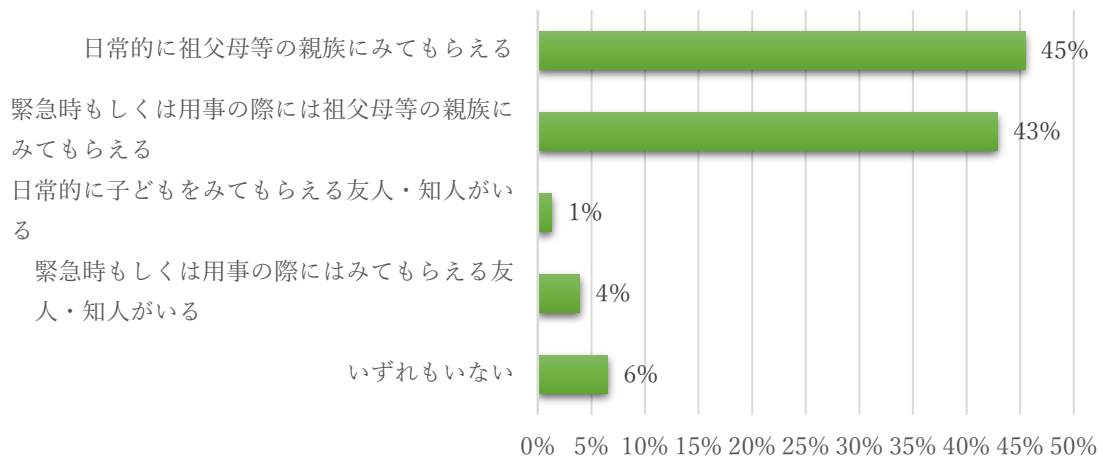
問3. 宛名のお子さんは何人兄弟ですか。



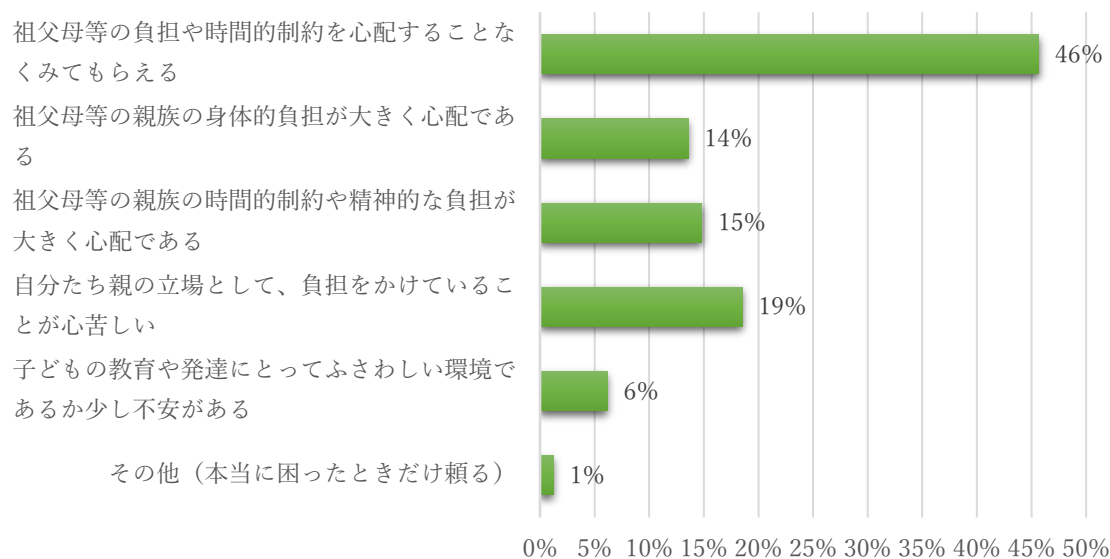
問5. この調査にご回答いただいている方の配偶者関係についてお答えください。



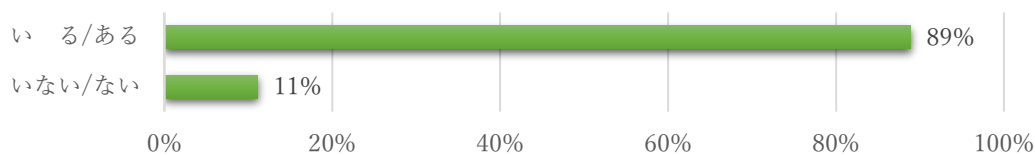
問7. 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。



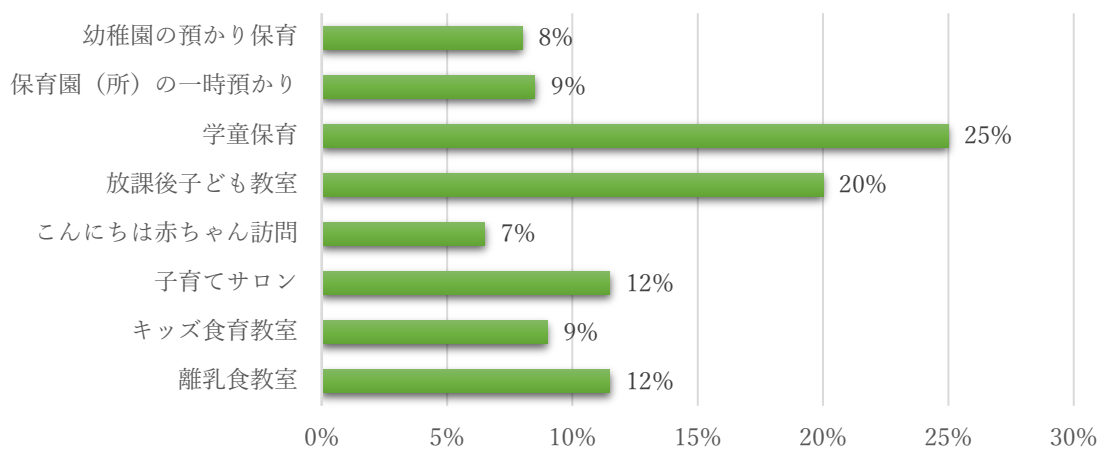
問 7-1. 問 7 で「1」または「2」に○を付けた方で祖父母等の親族にお子さんを見てもらっている状況についてお答えください。



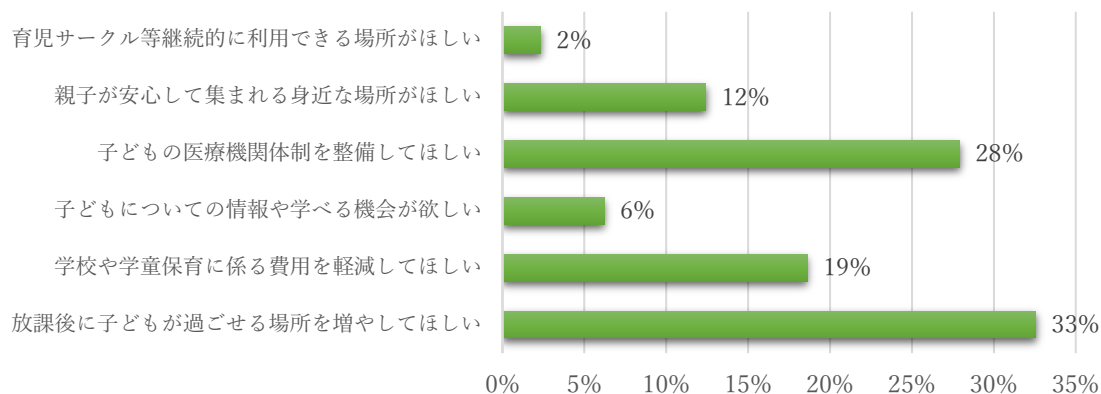
問 8. 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をするうえで気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。



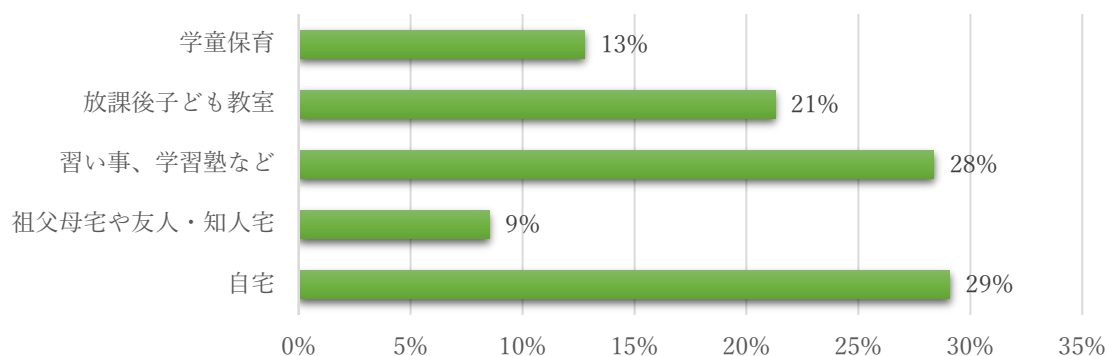
問 13. 下記の中で知っている事業、これまでに利用したことがある事業、今後利用したい事業すべてに○を付けてください



問 14. お子さんの子育てに関して、知内町に対し、どのような子育て支援の充実を図って  
もらいたいですか。

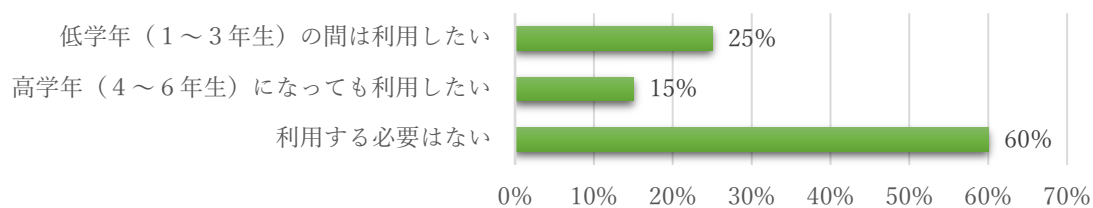


問 16. 宛名のお子さんについて、放課後（平日）どのような場所で過ごさせたいですか。

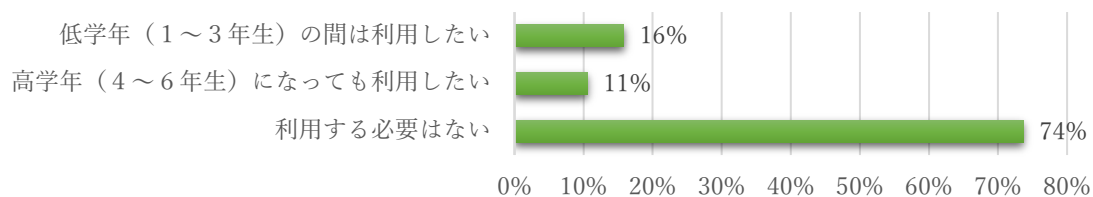


問 17. 問 16 で「5.学童保育」と回答した方で、土曜・日曜・祝日に学童の利用希望はあり  
ますか。

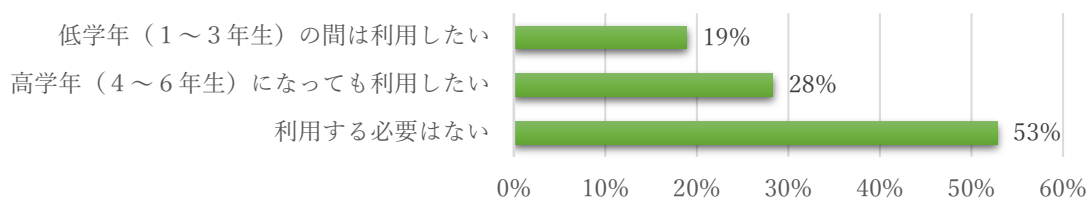
《土曜日》



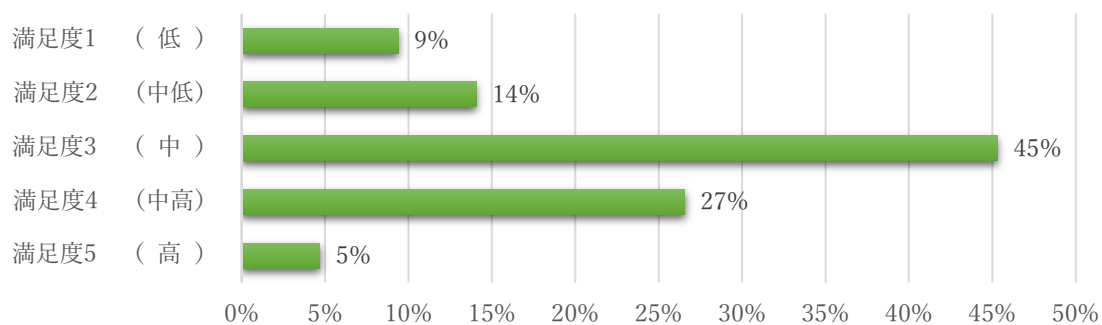
《日曜・祝日》



問 18. 夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の学童の利用希望はありますか。



問 19. 知内町における子育て環境や支援体制等への満足度について当てはまる番号1つに○をつけてください。



## 知内町子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条において「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、知内町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

### (組織)

第2条 会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 教育に関し学識経験のある者
- (4) 法第7条第4項に規定する教育・保育施設を運営する法人の代表者又は当該施設の長
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が適当と認める者

### (委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (議事)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、生活福祉課において処理する。

### (委員長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



## 知内町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間: 2年(令和4年1月31日まで)

(令和2年2月1日現在)

会議 役職	所属・団体名	団体役職	氏名	備考
委員長	知内町民生委員協議会	会長	村田主税	
副委員長	知内町白ゆりの会(母子・寡婦)	会長	小林敬子	
委員	知内町立知内幼稚園	園長	小松将人	
委員	知内町立知内幼稚園	PTA会長	櫻井雅之	
委員	知内町立湯ノ里保育所	所長	高橋豊彦	
委員	知内町立湯ノ里保育所	父母の会会長	網野晃	
委員	知内保育園	園長	多田渉	
委員	知内保育園	父母の会会長	三浦桜子	
委員	知内町校長会	会長	三上幸喜	
委員	知内町PTA連合会	会長	大嶋茂	
委員	知内町特別支援教育協議会	会長	仲井靖典	
委員	知内町社会教育委員の会	委員長	佐藤暁樹	
委員	知内町民生委員協議会	主任児童委員	柴田美由紀	
委員	知内町子ども会育成連絡協議会	会長	山田里美	
委員	アンパンマンクラブ	代表	中嶋恵梨子	

### <事務局>

会議 役職	所属・団体名	団体役職	氏名	備考
事務局長	知内町生活福祉課	課長	鳴海英人	
事務局次長	知内町生活福祉課	主幹	永田吉雄	
事務局次長	知内町教育委員会学校教育課	課長	帰山亮一	
事務局次長	知内町教育委員会社会教育課	課長	松本泰行	
事務局員	知内町教育委員会社会教育係	係長	堂前哲也	
事務局員	知内町教育委員会学校教育係	係長	小林雪絵	
事務局員	知内町生活福祉課保険係	係長	高田正志	
事務局員	知内町生活福祉課健康推進係	係長	笠松さおり	保健師
事務局員	知内町生活福祉課福祉医療係	係長	上村定子	